

香芝市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月6日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第4号

香芝市会計規則の一部を改正する規則

香芝市会計規則（昭和59年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1福祉部児童福祉課の項の次に次のように加える。

福祉部保育課	課長	福祉部保育課	上席職員
		保育所	施設の長
		認定こども園	施設の長

別表第1教育委員会事務局教育部こども課の項中

保育所
認定こども園

施設の長
施設の長

を「

認定こども園	施設の長
--------	------

」に改める。

別表第2福祉部児童福祉課長の項の次に次のように加える。

福祉部保育課長	所管に係る保育料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
	所管に係る徴収金の収納	施設の長
	所管に係る物品の出納保管	

別表第4の7の項中「支出調書」の次に「、契約書、見積書」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和4年10月1日から適用する。